

# 言語学研究における「共同体前提」は如何に正当化され得るか

徐子程

E-mail: m2015.jo.x@gmail.com

**あらまし** 本論文は言語学研究においての、言語を共有する共同体によるカテゴリー化を自明な前提として用い、そこから研究を展開させる現象に対し、かくした共同体に基づくカテゴリー化は如何に正当化され得るか、といった問題を検討する。まず、本研究の問題意識の正当性を主張し、及び議論する問題の定式化によって正当化しなければならない命題を明示化する。そして、三つの正当化するには有望なアプローチを提示していく。最後に、言語学研究においては、かくした共同体に基づくカテゴリー化は、もし正当化可能であれば、言語学研究の前提としては維持可能であるが、もし正当化不可能であれば、言語学研究における悪しき前提として放棄すべきのみならず、かくした前提が如何に構築されてきたかといった言説に対する分析的研究も必要とされ、ないしは研究を正当化する代案をも探らなければならないと主張する。

**キーワード** 言語学, 共同体前提, 言語共同体, ネイティブスピーカー・母語話者, 自然主義, 意味論

## How can Premise of Uniform Linguistic Community be Justified in Linguistics Studies?

Zicheng XU

E-mail: m2015.jo.x@gmail.com

**Abstract** In linguistics studies, it is a common practice that a multitude of research begin with hypothesizing uniform linguistic community as a obvious premise. In this paper, I will consider how such categories can be justified in linguistics studies. First and foremost, I will assert the justification of my question by discussing why we should have to justify it (section 2), as well as present a proposition explicitly what should be justified (section 3). Secondly I will examine "Naturalism", "Naturalism of Second Nature", "Subject Naturalism", for justifying (section 4). Last but not the least, after discussing each approach, I will claim that it will be possible to maintain some kinds of linguistic communities as a premise in linguistics studies if those categories can be justified, otherwise we have to abandon the premise of uniform linguistic community as theoretically untenable linguistics bad premise, besides analyze it as discourse or have to find alternative way to justify linguistics research.

**Keywords** Linguistics, Community Premises, Linguistic Community, Native Speaker, Naturalism, Semantics

### 1. 初めに

我々は時には、ある種の言語を共有する人々を一つの共同体だと考え、さらにそれが常識であり、且つそう考えるのは極めて自然なことであると捉えるかもしれない。言語学の研究においてもしばしば、言語を共有する共同体（後文にてかくした言語表現のいくつかの外延を明示する）によるカテゴリー化を自明な前提として用い、そこから研究を展開させる現象が見られる。本論文は、言語学研究におけるかくした共同体に基づくカテゴリー化は如何に正当化され得るか、といった問題を検討する。

本論文の構成は以下の通りである。まず第二節では、先行研究を踏まえ、本論文の問題意識の正当性を主張する。次の第三節においては、議論する問題の定式化によって正当化しなければならない命題を明示化する。

そして、第四節においては、McDowell (1996=2012) と Price (2004, 2013) の議論を切り口にして、三つの正当化するには有望なアプローチを提示していき、及び一部の困難点について論じる。最後の第五節では、言語学研究においては、かくした共同体に基づくカテゴリー化は、もし正当化可能であれば、言語学研究の前提としては維持可能であるが、もし正当化不可能であれば、言語学研究における悪しき前提として放棄すべきのみならず、かくした前提が如何に構築されてきたかといった言説に対する分析的研究も必要とされ、ないしは研究を正当化する代案をも探らなければならないと主張する。

### 2. 三つの問題

本論文のタイトルからは、以下の通りの三つの問題

が提起され得る。

- i. 本論文における共同体とは何か？
- ii. 本論文における言語学研究は何を指すか？
- iii. なぜこうした前提を正当化しなければならないか？

第二節では、以上の三つの問題を明確することによって、本論文における問題意識の正当性を主張していきたい。

### 2.1. 本論文における共同体とは何か？

まず問題 i については、ある言語を共有する共同体に基づくカテゴリーに関するいくつかの言語表現の外延を提示していく。大平（2001）や久保田（2008）や田中（2013）の議論にも見られるように、該当する言語表現の中に最も安定され、頻繁に議論されているのは「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」という表現があるだろう。または牲川（2012）にて取り上げられた分析対象にも見られる通り、露骨に「X 人」という表現を用いる論考も数多く存在する<sup>1</sup>。或いは一部の「文化」や「社会」を主張の根拠とする論者はしばしば「X 文化（に属する者）」や「X 社会（に属する者）」などのような表現を用いている。二例のみを取り上げるならば、例えば以下の通りである。

#### 引用 1

それは母語話者が使うであろう文化的背景や知識に欠けるからである。（中略）イギリスで育った人であれば誰でも簡単にわかる引喩も、他の人たちには皆目見当のつかないことであつたのだろう。（Thomas 1995=成瀬訳 1998: 9-10）

#### 引用 2

この旅行者自身の文化では、You want to use?[お使いになりますか]という挿入連鎖は、このような状況では予想されないものであり、多分このような形では決して起こらなかつただろう。（Mey 2001=小山訳 2005: 393）

以上の二つの例は何れも、「X 文化（に属する者）」や「X 社会（に属する者）」などといった共同体に基づくカテゴリーの事例に該当し、さらにそれぞれの論者がかくしたカテゴリーを自明な根拠として主張を正当化せんとする好例であるとさえ言えよう<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 牲川（2012）における考察は日本語教育学の学術分野に限定している点も強調しておきたい。

<sup>2</sup> ここでの引用は共同体によるカテゴリー化の問題の一般性を示すため、敢えて研究の入門書として書かれているもの、且つ言語相対性仮説を援用しないものを取り上げた。なお、取り上げる目的としては、当該論考自体を評価せんとしておらず、あくまでも問題 i に

### 2.2. 本論文における言語学研究は何を指すか？

以上にて提示した共同体に関する言語表現は、問題 ii における言語学研究と共に視野に入れて検討していけば、より一層明確になるだろう。ここにおいては、いくつかの先行研究における指摘を引用していきたい。

#### 引用 3

言語とは誰の認識の反映か。すぐに思いつく答えは「母語話者」というものだろう。一般に、言語 L の母語話者とは、言語 L を母語として使用している人たちのことである。そこで、認知言語学の立場では、言語 L には言語 L を母語として使用している人たちの認識が反映されていることになる。たとえば、日本語という言語には、現に日本語を母語として使用している人たちの認識が反映されていることになる。（酒井 2013: 63）

#### 引用 4

第 2 言語教育およびその関連分野では、「ネイティブスピーカー/ノンネイティブスピーカー」や「正しい敬語」といった概念を「正しい事実」とみなし、それを根拠に、特定の国民・民族・母語話者への包摂とそれらからの排除を正当化するということが行われてきた。（牲川 2012: 52）

引用 3 と引用 4 の指摘にて明確に言及された通り、言語を共有する共同体によるカテゴリー化（引用例では「X 語母語話者」と「X 語のネイティブスピーカー」となる）の前提は認知言語学や第二言語教育学（応用言語学）の分野の基本テーゼの一部となり、またはそのうちの一部の研究における核心的なビリーフと緊密に関連していると言えよう。むろん、以上の引用は「共同体によるカテゴリー化を前提として用いる言語学研究である iff 認知言語学の研究、または第二言語教育学の研究である」といった双条件法が成立することは意味しない<sup>3</sup>。実際に、さらに多くの言語学の関連分野の研究はかくした共同体前提を持ち出している。以下の引用をも参照すれば、その範囲の広さを簡単に読み取れるだろう。

#### 引用 5

しかし言語研究や言語教育学実践の大勢は、あ

ける共同体に関する表現を例示するという点を改めて強調しておきたい。

<sup>3</sup> すなわち、認知言語学や第二言語教育学の立場に立ちつつも、当該前提に質疑するようなメタ的な研究も存在する。例えば酒井（2013）と佐藤・ドーア（2008）などを参照されたい。

る言語の話者がある基準をもって「ネイティブスピーカー」と「ノンネイティブスピーカー」という二つのカテゴリーに分けられること、前者の言語的・非言語的なふるまいが「標準」、後者のそれは「逸脱」と捉えられることを所与の前提とし、ネイティブスピーカーの内省や言語行動を、文法性の判断や言語運用能力の測定の基準としている。(大平 2001: 85)

#### 引用 6

ネイティブスピーカー・ノンネイティブスピーカーという用語は、日常的に用いられると同時に、構造言語学・変形生成文法・社会言語学・第二言語習得研究といった言語に関する研究分野で用いられる専門用語でもある。これらの研究は非常に複雑かつ多面的な人間の言語現象を、ある一つの視点から描き出すための理論的道具であるが、理論自体の権威が増すとともに理論の道具性は忘れ去られ、各々の構成概念であるネイティブスピーカー・ノンネイティブスピーカーの存在も所与の事実として当然視されているように思われる。(Ibid.)

以上の引用 5 と引用 6 は、前述の認知言語学と第二言語教育学(応用言語学)の他に、さらに構造言語学、変形生成文法、社会言語学などの研究分野にも言及し、そして「言語研究や言語教育学実践の大勢」は共同体によるカテゴリー化を前提としている、と主張している。すなわち、引用の記述が真であれば、本論文における問題意識は特定の研究分野に依らず、より多様な文脈において普遍的に存在していると言えよう(共同体の内実は各々の論者や分野などによってはそれぞれであろうにせよ)。

### 2.3. なぜこうした前提を正当化しなければならないか?

以上は、本論文のタイトルにおける問題 i と問題 ii を概観してきた。しかしより重要なのは、問題 iii の「なぜこうした前提を正当化しなければならないか」といった問いにほかならない。

なぜなら、まず問題の発生する研究は、かくした共同体に基づくカテゴリー化を暗黙の前提として研究に導入するが、前提が真だと保証できなければ、端的に演繹から得られた結論も真だと保証できない。そして、引用 5 と引用 6 において、大平(2001)における共同体の存在を「所与の事実」として当然視するといった現象への批判からも、こうした前提を質疑するような論考の存在を示している。

大平(2001)はネイティブスピーカー・ノンネイテ

ィブスピーカーといった共同体概念に焦点を当て、Paikeday(1985)が提起した「時間説」と「能力説」に加え、ネイティブスピーカーに関する「理想説」という第三の定義をも提起し<sup>4</sup>、そして、三つの定義がしばしば混同されると論じ(p.99)、ネイティブスピーカー・ノンネイティブスピーカーというカテゴリーの二分法の正当性に質疑を提起している。または、田中(2013)も Paikeday(1985)と大平(2001)における定義を踏まえ、同様にネイティブスピーカー・ノンネイティブスピーカーのカテゴリーにおける二項対立に対する質疑を提起している<sup>5</sup>。しかし、こうした定義を指摘する議論、または定義から着手して二分法(カテゴリー化)を質疑する議論は、危険性を伴うものである。なぜなら、ある言語表現や概念の定義には不備がある、ないしは複数の基準の定義が共存するというのは、当該言語表現や概念を用いてカテゴリーを設けることができないこととは、まったく別問題なのである。例えば、各々の語用論分野の論者が語用論に関する先行の定義を批判して新たな定義を提起し、そして、当然ながらその定義もまた後世の論者に批判されていく<sup>6</sup>。しかし、それは決して語用論が満足に定義されるまで、語用論だと分類される研究は存在しない、ないしは語用論というカテゴリー自体は設けることができない、などの結論は得られない。むしろ Fodor(1981, pp.283-288)にて論じられたように、ほとんどの言語表現は(双条件法によって)定義することができず、定義可能な言語表現はむしろ例外的である、といったことであろう。

そして、大平(2001)の三つの定義は、とりわけ Paikeday(1985)を踏まえた「時間説」と「能力説」については、なお以下の問題が提起され得る。すなわ

<sup>4</sup> 大平(2001, p.99)によれば、「時間説」=当該言語との接触時期に着目する、「能力説」=当該言語使用における有能さに着目する、「理想説」=現実の諸要素を捨象し、完全な能力を有する理想的な話者を想定する、として定式化されている。なお、Paikeday(1985)は「時間説」と「能力説」の定義に基づいた「ネイティブ」は実際の指示対象の持たない虚構のものに過ぎないと主張している(p.26)。

<sup>5</sup> 実際のところ、Paikeday(1985)はネイティブ概念の定義を提起し、それらの定義に基づいた現実世界の指示対象が存在しないと主張している。大平(2001)はネイティブ概念には複数の定義が混在し、二分法の正当性を質疑している。田中(2013)は以上の両者を踏まえ、ネイティブ概念の二項対立に質疑するような研究の存在、及びそれらの議論の方向性を示している。すなわち、ネイティブについてのますます弱い主張となっている。

<sup>6</sup> Stanford Encyclopedia of Philosophy の「Pragmatics」の記事を参照すれば、その定義の多様性を垣間見ることが出来る。

ち、当該先行研究における定義は、「ネイティブ」という言語表現の意味に基づいたものか、それともネイティブに対するステレオタイプに基づいたものか、を判断する基準は不明瞭である。後者の場合は、「そうであろうと思われるが、実際にそうでないかもしれない」といった可能性は残され、とりわけ本論文にて提起したもう一つの共同体概念である「X 人」をも念頭に置けば、意味とステレオタイプを分けて考えなければならないといった指摘の正当性は明らかであろう。したがって、共同体概念の定義から着手する批判はかなり弱いものであると言わざるを得ず、更なる探究が必要であることは言うまでもない。

同時に、田中（2013）はそれまでのネイティブ・ノンネイティブに関する研究を概観した上、言語教育学の文脈では、言語能力の観点でネイティブとノンネイティブとの間に線引きが行われていること自体への批判からは論点がずらされ、結局のところ、共同体におけるカテゴリー化の二項対立が維持されてしまう（p. 105）、といった傾向も指摘している。以上の指摘も「なぜ言語を共有する共同体によるカテゴリー化の前提を正当化しなければならないか」といった問いに重要な示唆を提供している。すなわち、もしかした前提を持ち出さないような言語に関する研究が存在するならば、ないしはそのような言語理論が構築可能であれば、かくした研究や理論は前提を正当化しなければならない、且つ正当化されていない研究や理論よりも、説得力を有するということである。

では、本論文における前提を持ち出さないような言語に関する研究や言語理論は存在するのだろうか。共同体によるカテゴリー化と対抗するための研究や理論ではないが、一部の言語学・言語哲学の研究はその可能性を示している。

#### 引用 7

コミュニケーションがうまくいくかぎり解釈者と話し手に共有されることになるものとは、学習されるような何かではない。したがってそれは、話し手と解釈者が事前に知っている規則や慣習によって統御された言語などではない。

（中略）

われわれは、言語使用者が獲得し個々の事例に適用させるような、明確に規定された共有の構造といった観念を放棄せざるをえない。（Davidson 1986=荒磯訳 2010: 167-170）

#### 引用 8

しかしまず、私の反対している言語概念がいかなるものかを見てみよう。それは、ある言語を

学習するときに、学習者は、正確でかつ特定可能な、統語論的、意味論的な規則の束に従って言語を運用する能力を身につけるのであり、言語的コミュニケーションは、そのような能力を共有している話し手と聞き手によって成立する、そして、それ以上のなにも必要としない、という概念である。（Davidson 1994=尾形訳 2010: 176）

Davidson (1986=2010) は言語的コミュニケーションの成功とは同一の言語を共有する故であるといった観点は放棄すべきと主張し、そして、話し手の発話を実際にどう解釈するかという「当座理論 (Passing Theory)」の共有に帰すべきと論じている。さらに、ある種の言語を共有するといった観点の放棄は<sup>7</sup>、ある種の言語を共有する共同体に基づくカテゴリー化の放棄に示唆を与えることも可能であろう<sup>8</sup>。

または、例えば意味論においては、意味論とメタ意味論との段階の区別も有益な視点を提供している。例えば以下の引用を参照されたい。

#### 引用 9

Semantics says what semantic values of expressions are in a given language. Metasemantics is an account of what the facts are in virtue of which expressions have the semantic values they have. (Stalnaker 2001=2003: 192)

意味論は与えられた言語に属する表現がどのような意味論の値を有するかを問題とする。メタ意味論は表現が意味論の値を有するというのは如何なる事実に基づくかを問題とする。（引用者訳）

こうした分別からの帰結の一つは、たといメタ意味論の段階においては、外部世界や社会的相互作用や共同体による権威・規範などはある程度の影響があるにせよ、意味論の段階または個人の意味論能力は依然として個人の内的状態によって説明可能といったことであろう。そして、明らかに、メタ意味論の段階でも単なる「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」や「X 人」

<sup>7</sup> Davidson (1986=荒磯訳 2010, pp. 166-167) の「『同一の言語』の話者間で、内的な文法が実際に異なるという事実」などの主張も注目されたい。

<sup>8</sup> Davidson (1994=尾形訳 2010, p. 178) の「彼 (Michael Dummett) を悩ませているのはむしろ、発言によって何かを意味する話し手という概念が、共有された言語という概念に依存しているのであり、その逆ではない、という考えを私が評価しない点である」の一文も参照されたい。

などのカテゴリーによって説明し切れないといったことである。

以上の観点を採用すれば、例えば社会や文化などの共同体によるカテゴリー化を根拠として使用せず、語用論を認知科学だと位置付け、推論によって意味の全体を説明せんとする関連性理論 (Relevance Theory) は、本論文にて指摘する、前提を正当化しなければならないにもかかわらず正当化されていない言語に関する研究や理論より説得力を有することとなる。何れにせよ、本論文にて検討するカテゴリー化における前提を持ち出さないような言語に関する研究や理論にとっては、Collins (2009, pp. 64-65) にて論じられたように、言語理論や科学の他の部門も、誰かの直観を証明するような義務は付けられておらず、当該直観が真であることをも前提としない、といった発言は重要な参考になるだろう (ここの議論においては、各々のカテゴリーに属すると思われるメンバーの直観を代入すれば良い)。

以上における議論のまとめは、以下の通りである。

- i. 言語を共有する共同体によるカテゴリー化を前提として用いる研究は、かくした前提を正当化しなければ、結論が真だと保証できない。
- ii. 共同体概念に基づくカテゴリー化の前提を質疑するような研究は、一部の問題点があるにせよ、存在する。
- iii. 共同体概念に基づくカテゴリー化を前提としない言語に関する研究や理論も存在する。

したがって、本論文は先行研究の如くに、カテゴリー化における二分法を批判するのではなく、そもそもかくした前提を正当化されていないものとし、それを正当化する方法を探る、ないしは、その正当性の無さを示していく。すなわち、必要なのは、各々の共同体概念を定義するのではなく、かくした共同体概念は如何なる手続きによって意味を有するといった意味に関するアプローチを提供するのである。

### 3. 問題の定式化

第三節においては、議論する問題の定式化によって正当化しなければならない命題を明示化していきたい。

まず、本論文の問題視する「言語学研究」についてはこれ以上に定式化する必要はない。なぜなら、当該表現はある種の言語を共有する共同体によるカテゴリー化を前提として持ち出すあらゆる言語学研究、ないしは言語学の関連する研究に該当する故である (言わば「本論文の問題視する言語学研究」の内包)。さらなる定式化が必要なのは、むしろ「共同体」という表現にほかならない。

第二節にて提起した「X 語母語話者・ネイティブス

ピーカー」、「X 人」、「X 文化 (に属する者)」、「X 社会 (に属する者)」といった四つの共同体に基づくカテゴリーに関する言語表現の外延の内、まずは後者の二つについては、以下の通りの見解の元で、後文の検討から除外する。

#### 引用 1 0

よく分からない社会や文化といったものを引き合いに出すことは、「認知で説明のつかない場合 (具体的には、太陽の色や (1) と (2) で表される場面のよう、各言語の話者に異なる認識を帰すことが荒唐無稽に思える場合は、社会や文化の違いということにしよう」という態度につながりかねない。これでは、かつて「語用論」がそうであったように、「社会」や「文化」が言語学のゴミ箱になってしまう。(酒井 2013: 73)

本論文は以上の引用における観点到賛成し、そして、「社会」や「文化」とは何かといった議論は本論文の当面の課題ではない故、一旦議論の範囲から除外することにしたい<sup>9</sup>。そうであるならば、残りは「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」と「X 人」との二つの表現になる。

次のステップは、共同体に基づくカテゴリー化を前提として用いる言語学における最も単純な議論の仕方を確認しておきたい。まず、議論の前提としてある種の理由に基づいた「X 言語」に関する「共同体 X」という概念の存在を仮定する必要がある。そして、かくした「共同体 X」に属する個々の個体は何らかの共通点ないしは傾向性 (議論の便宜上に「性質 Y」と称したい) を持つという仮説を提起しなければ、そもそも「共同体 X」といったカテゴリーを設けること自体がナンセンスとなる。もちろん言語学の研究においては、こうした「性質 Y」に対する説明は「言語 X」の何らかの側面の探究目標でなければならない。さらに、「共同体 X」に属する個々の個体は、その「性質 Y」が正当な実験の元で、命題化可能である。最後に、以上にて得られた個々の命題は、帰納法によって「言語 X」

<sup>9</sup> 引用 10 は認知言語学の一部の議論における現象を指摘したものである。または、「文化」や「社会」を根拠として用いる現象については、本論文の引用 1 と引用 2 をも参照されたい。なお、第二節にて論じられた通り、本論文は言語の意味に対する社会的相互作用による一定の影響を否定しているわけではないが、しかし、それは意味論より前の段階に対する影響であるといった可能性もある。さらに、「文化」や「社会」によるカテゴリーに基づく言語に関する認識論的に有意義且つ真となる全称命題は作れるか否かはなお問題となる。詳細については別紙にて検討する機会を設けたい。

についての「共同体 X」の「性質 Y」といった前述の仮説が支持され、ないしは否定される<sup>10</sup>。したがって、共同体に基づくカテゴリー化を前提として用いる言語学研究は、以下の通りの命題間の推論関係によって、その結論の真理値が保証され得る。

- P1: ある種の理由に基づき、「X 言語」に関する「共同体 X」という概念が存在する。  
P2: 「共同体 X」に属する個々の個体は共通点ないしは傾向性「性質 Y」を有する。  
P3: 「性質 Y」は言語学研究における「言語 X」に対する探究目標でなければならない。  
P4: 「共同体 X」に属する個々の個体の「性質 Y」は、正当な実験の元で命題化可能である。  
P5: P4 にて得られた個々の命題は、帰納法によって P2 の仮説を支持する、ないしは否定する。

しかし、P5 の「帰納法」による全称汎化の推論は、その得られた命題の真理性が保証できなければ、問題が発生する。ゆえに例えば以下のような引用に基づき、さらなる条件をも追加しなければならない。

#### 引用 1 1

そもそも一般的な真理を承認するのであれば、我々はまた、このような原初的の法則が存在するということが認めなければならない。なぜなら、法則に基づかない限り、単に個々の事実だけからでは何も帰結しないからである。帰納というもののでさえ、この手続きが法則の真理性あるいは少なくともその蓋然性を基礎づけるという一般命題に基づいている。この点を否認する者にとっては、帰納というのは心理的な現象、つまり、人々がある命題の真理性を信ずるに到る仕方ではなく、こうした信念がそれによって何らかの仕方では正当化されることはないであろう。(Frege 1884=三平・土屋・野本訳 2001: 48)

すなわち、帰納法による推論の真理性を認めるような、または少なくとも帰納法により傾向性が得られることを認めるような P6 をも追加しなければならないのである<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> もちろん、ここでの「帰納法」はあくまでも一例であり、必ずしも「帰納法」でなければならない必要はない。より広い範囲での議論の場合は、「帰納法」に他の何らかの統計的モデルを入れ替えれば良い。

<sup>11</sup> 前述の通り、「帰納法」に他の何らかの統計的モデルを入れ替える場合は、同様に当該統計的モデルにより得られた命題の真理性を保証しなければならない故、議論における全体の枠は変わりがない。

P6: P5 の帰納法における推論の真理性を認める。

ところで、共同体概念「X 人」は国籍といった政治的な要素、ないしはナショナルアイデンティティによって意味付けられると主張しても大して反対されないだろう<sup>12</sup>。そうであるならば、以下の P7 が成立する。

P7: 「X 人」≡ 「X 国籍者」∨ 「X ナショナルアイデンティティの持ち主」

さらに、「X 人」を命題群に代入すれば、以下の通りになる。

P1\*: ある種の理由に基づき、「X 言語」に関する「X 人」という概念が存在する。

P2\*: 「X 人」に属する個々の個体は共通点ないしは傾向性「性質 Y」を有する。

P3: 「性質 Y」は言語学研究における「言語 X」に対する探究目標でなければならない。

P4\*: 「X 人」に属する個々の個体の「性質 Y」は、正当な実験の元で命題化可能である。

P5: P4 にて得られた個々の命題は、帰納法によって P2 の仮説を支持する、ないしは否定する。

P6: P5 の帰納法における推論の真理性を認める。

P7: 「X 人」≡ 「X 国籍者」∨ 「X ナショナルアイデンティティの持ち主」

以上からは、明らかに「X 人」に関する唯一の全称命題とは「『X 人』に属する個々の個体は『X 国籍』、または『X ナショナルアイデンティティ』を有する」となり、P3 とは不整合になる。すなわち、もし「X 国籍」や「X アイデンティティ」を「X 言語」に対する探究目標としない限りは、「X 言語」を共有する共同体としての「X 人」といった概念を持ち出すのは不適切であると言えよう<sup>13</sup>。したがって、もちろん「X 人」は「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」とは外延が一部一致するものの、言語を共有する共同体としての「X 人」

<sup>12</sup> ここは「国籍」、または「民族」としての「X 人」の両方を指す。なお、例えば方言などに関する研究を行う場合は、「国籍」や「民族」より狭い「X 人」といった共同体カテゴリーを持ち出すのも可能である。

<sup>13</sup> 同時に、以上も「X 人」はある種の言語を共有する共同体から排除された共同体（言わば例えば応用言語学における学習者側としての「X 人」）として導入する場合は、なぜ違和感がないといった直観を説明できる。なぜなら、例えば「イギリス人」の「ドイツ語学習者」と述べる場合は、何の言語を共有する共同体をも持ち出していない故である。

は、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」の省略か、ないしは他の何らかの定義の省略でなければ、単なる誤用に過ぎないと言え、「X 人」といった共同体概念をも議論から除外せざるを得ない。以上の故に、本論文における「共同体」は、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」だと定式化できる。そして、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」を命題群に代入すれば、以下の通りになる。

- P1: ある種の理由に基づき、「X 言語」に関する「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」という概念が存在する。
- P2: 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」に属する個々の個体は共通点ないしは傾向性「性質 Y」を有する。
- P3: 「性質 Y」は言語学研究における「言語 X」に対する探究目標でなければならない。
- P4: 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」に属する個々の個体の「性質 Y」は、正当な実験の元で命題化可能である。
- P5: P4 にて得られた個々の命題は、帰納法によって P2 の仮説を支持する、ないしは否定する。
- P6: P5 の帰納法における推論の真理性を認める。

以上の命題群から、正当化しなければならない命題を取り出せば、以下の通りとなる。

- P1: ある種の理由に基づき、「X 言語」に関する「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」という概念が存在する。

すなわち、次節にて、「X 言語」に関する「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といったカテゴリー概念は如何なる理由に基づき、その存在が正当化され得るのかを探らねばならない。そして、もし正当化可能であれば、ある種の言語を共有する共同体によるカテゴリー化(=「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」)は言語学研究の前提として維持可能であるが、もし正当化不可能であれば、言語学研究における悪しき前提として放棄すべき、と主張しても差し支えないだろう。

## 4. 正当化

### 4.1. その一

大平(2001)にて定式化され、批判された前述の「ネイティブスピーカー」概念に関する「能力説」と「時間説」(p. 99), ないしは大平(2001, p. 106)が主張している「相互行為の参加によって協働的に構築したアイデンティティ」としての「ネイティブスピーカー」

などの議論からは、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といったカテゴリー概念は如何なる手続きによって意味を有することを説明できる最初の正当化のアプローチに示唆を提供している。

それは例えば、「ネイティブスピーカー」概念に関する「能力説」では、「ネイティブスピーカー」概念を言語使用の有能さに還元することによって定義され、「時間説」では言語との接触時期に還元することによって当該概念が定義されるように、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」を他の何らかの自然科学によって探究できる性質、またはある種の自然的事実への還元によって定義する方法である。同様に、例えば一部の心の哲学者は超自然的な存在や形而上学的な存在による説明を排除し、「心」という概念を脳の動きへの還元によって解明すべきといった主張、ないしは価値や倫理学における「良き・悪しき」を何らかの自然的性質や自然的事実によって説明する観点も、本論文における「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を正当化する一つ目のアプローチと共通する。

こうした正当化のアプローチは、「自然主義(Naturalism)」と称することができよう。以上の立場に基づけば、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といった概念は専ら一つ、または複数の自然科学によって探究できる性質、ないしは自然的事実還元することによってその正しい意味が獲得され、或いは還元できる性質や事実がない故に、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といった存在を消去する<sup>14</sup>。より極端に、還元する対象が物理的対象でなければならない「物理主義(Physicalism)」といった立場も存在するが、本論文は比較的ニュートラルな自然主義の立場を正当化における第一のアプローチとして提案する。

かくした還元、ないしは消去の自然主義的アプローチは、とりわけ言語能力をテストの点数によって測定せんとする教育の側面と絡む言語学の研究者にとっては馴染みのある営みであろうが、しかし、第二節にて論じられたように、以上の方法によって定義された「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念は、既に多くの不満をもたらしている。ただし、こうした不満は、還元といった営みそのものが正当性を有するか否かに対するものでなく、むしろ、還元できる性質や事実が満足に提起されていないところから生じる不満である(ないしは、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」の存在を消去すべきことを主張することによってその不満を表現している)。換言すれば、「X 語母語話者・

<sup>14</sup> 超自然的な、ないしは形而上学的な存在としての「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念は本論文の議論範囲内ではないことを、念のため強調しておきたい。

ネイティブスピーカー」概念の定義を絶えず更新する研究者からすれば、当該概念の満足な定義は現段階においてまだ提起されていないのみであり、自然主義の立場は「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を正当化するアプローチの一つの可能性としては有望だと言えよう。

## 4.2. その二

本論文における第二の正当化するアプローチは、McDowell (1996=2012) にて提起した「第二の自然の自然主義 (Naturalism of Second Nature)」といった立場を借用する。McDowell (1996=神崎・河田・荒畑・村井訳 2012, p.1) にて述べたように、当該著作は近代哲学における心と世界の間をめぐると不安 (信念や判断は世界についてのものなのかといった心と世界との断絶に対する不安) を診断的な精神で治療を目指すものであり、決して「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念についての何らかの議論が行われたものではない。しかし、第二の自然の自然主義といった立場の提起における三つの要点を押さえておけば、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といった概念を正当化可能、尚且つ前述の第一種の還元・消去的な自然主義の立場とは異なる正当化のアプローチの提起には有益である。したがって、本論文においての「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を正当化するために持ち出した第二の自然の自然主義は、あくまでも McDowell (1996=2012) における議論の借用である点、そして、McDowell (1996=2012) 自体を検討するのは本論文の目的ではない点を改めて強調しておきたい<sup>15</sup>。

まず、McDowell (1996=2012) における第二の自然の自然主義といった立場を確認していく。第二の自然の自然主義は人間の概念能力に関する二つの立場を拒否することによって成立する立場であり、この二つの立場とは「露骨な自然主義 (Bald Naturalism)」と「威丈高なプラトニズム (Rampant Platonism)」である。露骨な自然主義は、法則の領界 (The Realm of Law) ——すなわち自然科学の探究対象である法則関係と見なされた自然のうちで概念能力を手なづけることを目的とし、法則の領界としての自然のうちに物事を位置づけるのが本務である用語によって、その真理を捉えることができなければならないとすることにある (p.128)。その典型的なやり方は、人間の概念能力を自然科学に還元せんとする (位置付ける) 営みにほかならない。それに対して、第二の自然の自然主義の拒否する第二の立場である威丈高なプラトニズムは、人

間特有の事柄が自然的であるのは疑いなく拒否している以上、人間の概念能力は人間特有のいっさいの事柄から独立に成り立っているという意味で自律的なものとして描かれており、人間は自然のうちにある部分とその他にある部分をもつのだと言っているかのように見える (pp.135-136)。換言すれば、威丈高なプラトニズムは人間の概念能力をそれ独自のものとして扱うあまり、超自然主義を要請せざるを得なくなるといったことである。

以上における露骨な自然主義への拒否、及び威丈高なプラトニズムへの拒否は、第二の自然の自然主義といった立場の二つの要点である。すなわち、第二の自然の自然主義は露骨な自然主義から人間の概念能力を法則の領界に位置づけることを拒否し、同時に、威丈高なプラトニズムから超自然主義の要請をも拒否する。結論として、法則の領界と自然との同一視を拒否することによって (p.136)、人間の概念能力を自然的、且つそれ独自のものとして扱う第二の自然の自然主義といった立場の提起が可能になる。

そして、第二の自然の自然主義における第三の要点とは「陶冶 (Bildung)」といった概念にほかならない。

### 引用 1 2

この論点が倫理に制限されないことは明らかである。倫理的な性格の成型は、実践的知性に一定の決まった形態を与えることをそのうちに含んでいるが、それは概念能力への導入という一般的現象の個別事例である。概念能力には、倫理以外における理由の要求に回答できることも含まれるからだ。そうした導入は人間の成熟過程において通常起きることである。そして、理由の空間の構造が、法則の領界として捉えられた自然の布置とは異質であるにもかかわらず、威丈高なプラトニズムにおいて描かれるのとは違って、その構造と人間的なものとのあいだに隔たりが生まれることはないのは、このためなのである。アリストテレスが倫理的な性格の成型を考える仕方を一般化することで手にできるのは、第二の自然の獲得によって自分の眼を理由一般へと開かせるという観念である。これにふさわしい簡潔な英語表現が私には思いつかないが、それはドイツ哲学において「陶冶」(Bildung) として登場するものに相当するだろう。(McDowell 1996=神崎・河田・荒畑・村井訳 2012: 145)

以上の引用にて明示した通り、人間の概念能力は人間の成熟過程において、陶冶によって獲得された第二の自然であり、さらに、かくした第二の自然もまた法則

<sup>15</sup> 本論文のかくした都合により、後文における McDowell (1996=2012) についての言及も、できる限り本論文における議論とは無関係な用語を取り上げない方針を取りたい。



の領界と同様に自然に属するものにほかならない。以上が McDowell (1996=2012) における第二の自然の自然主義の立場なのである。

かくした第二の自然の自然主義の立場からすれば、前述の第一種の「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念の正当化はまさに典型的な露骨な自然主義にほかならないと指摘できよう。そして、第二の自然の自然主義の立場を採用すれば、McDowell (1996=神崎・河田・荒畑・村井訳 2012, pp.137-138) における以下の倫理に対する観点——倫理にはわれわれが知る知らないにもかかわらず存在する理性の諸要求が含まれており、「実践的思慮」の獲得によってそれらの要求にわれわれの目が開かれる、と類比でき、すなわち、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」の实在性を認め、人間の成熟過程においての陶冶によって、第二の自然としての「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を獲得する、といったことである。以上によっては、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念が正当化され得ると言えよう。

#### 4.3. その三、または前提の放棄

Price (2004, 2013) は前述の第一種の正当化にて用いられている還元・消去の自然主義を「客体自然主義 (Object Naturalism)」と称する。同時に、その困難点を以下の通りに提示している。

引用 1 3

The popular kind of naturalism — the view often called simply 'naturalism' — exists in both ontological and epistemological keys. As an ontological doctrine, it is the view that in some important sense, all there *is* is the world studied by science. As an epistemological doctrine, it is the view that all genuine knowledge is scientific knowledge.

I'll call this view *object naturalism*.... The view implies that in so far as philosophy is concerned with the nature of objects and properties of various kinds, its concern is with something in the natural world, or with nothing at all.... The difficulties stem from the fact that in many interesting cases it is hard to see what natural facts we could be talking about.

Different people will offer different lists of these 'hard problems' — common candidates include meaning, value, mathematical truth, causation and physical modality, and various aspects of mentality, for example.... (Price 2013: 4-5)

主流の自然主義——しばしば単純に「自然主義」と称される観点は、同時に存在論と認識論の核心において存在する。存在論のドグマとしての

自然主義は、一部の重要な意義において、すべての存在は科学による探究の世界そのものだったという観点である。認識論のドグマとしては、すべての正真の知識は科学的知識にほかならないという観点である。

私はこの観点を客体自然主義と称する。(中略) こうした観点は哲学に限って言えば、哲学の着目する客体の本質や様々な種類の性質を自然世界に属する何か、またはそもそも何も存在しないことによって説明する、というのを意味する。(中略) 困難は以下の事実において発生する。つまり、多くの興味深い事例においては、我々が如何なる自然事実について議論すべきかを見つけるのは困難である。各々の論者はこうした「難題」に対する異なるリストを提起するだろう——しばしば提起されているのは例えば意味、価値、数学的真理、因果性と物理様相、そして心の様々な側面がある(省略)。(引用者訳)

Price(2013)は還元、ないしは消去の客体自然主義は、そもそも問題の発生する対象を何に還元すべきかといった難題が発生すると述べている。言うまでもなく、本論文における「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念もまさに同じ問題が発生している。さらに Price (2013, p.6) は、かくした客体自然主義においては、例えば道徳的事実、数学的事実、意味に関する事実などは、二流の事実や知識として追放し兼ねないと論じている。以上の立場と対照して、Price (2004, 2013) は「主体自然主義 (Subject Naturalism)」といった立場を提起している。

引用 1 4

According to this second view, philosophy needs to begin with what science tells us *about ourselves*. Science tells us that we humans are natural creatures, and if the claims and ambitions of philosophy conflict with this view, then philosophy needs to give way. This is naturalism in the sense of Hume, then, and arguably Nietzsche. I'll call it *subject naturalism*. (Price 2013: 5)

第二種の観点によれば、哲学は科学が人間自身について何を教示したかといったところから始まらねばならない。科学は人間が自然の生き物であることを教え、そして、もし哲学の主張や野望がこういった観点と衝突すれば、哲学が道を譲らなければならない。これはヒューム、そして、疑いなくニーチェの意味での自然主義である。私はこれを主体自然主義と称する。(引用者訳)

以上の Price (2013) の主体自然主義においては、問題が存在そのものとしての客体から出発して、それを何らかの自然的性質や事実に還元するのではなく、人間主体から出発し——すなわち、人間における言語使用や言語実践から出発しなければならない (p. 7)。そして、問題の発生が人間の言語使用のレベルに由来することを認めた上、問題となる表現 (または概念) が我々の言語実践における役割 (p. 11, 20), そして当該表現 (または概念) の由来 (p. 16), を説明することによって、問題を解決しなければならない。

本論文における「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念の問題に戻れば、主体自然主義の立場においては、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」という表現 (ないしは概念) が我々の言語実践において如何に成立し、使用されているかを説明することによって正当化され得ると言えよう。しかし、かくした主体自然主義は、同時に「語—世界関係」といった表象主義的な意味論の梯子を諦めることをも意味する (pp. 8-10)。その帰結の一つとは、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といった表現によって「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」といった存在を表象しているわけではない。こうした観点はさらに「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念が何らかの性質の共有によって確立されるといった観点の放棄にも帰結する。したがって、第三節にて提示した命題群における P2 の『「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」に属する個々の個体は共通点ないしは傾向性『性質 Y』を有する』といった仮説をも放棄せざるを得ない。

すなわち、主体自然主義の立場を採用した正当化のアプローチにおいては、「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念が正当化できるものの、その結果としては命題群における P2 を仮定する意義がなくなり、言語学研究の前提として「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を用いることの正当性というよりも、正当性の無さを説明できたと言えよう。したがって、主体自然主義の立場においては、言語学研究における「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を前提としての使用は放棄すべき、そして、必要なのはむしろ言説としての当該前提に対する分析的研究にほかならない。

## 5. 終わりに

本論文は、言語学研究におけるある種の言語を共有する共同体に基づくカテゴリー化の前提に対して、当該前提は如何に正当化され得るか、といった問題を提起し、そして、なぜこうした前提を正当化しなければならないか、及び何を正当化しなければならないかと

いったことを第二節と第三節にてそれぞれ議論し、さらに第四節にて、三つの正当化のアプローチを提起した。

三つの方法のまとめは以下の通りである。

- i. (客体) 自然主義: 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を一つ、または複数の自然的性質や事実に還元する、ないしは還元できる性質や事実がない故に、その存在を消去する。
- ii. 第二の自然の自然主義 (の借用): 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」の実在性を認め、人間の成熟過程における陶冶によって、第二の自然としての「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」概念を獲得する。
- iii. 主体自然主義: 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」という表現によって当該存在を表象するといった観点を放棄し、当該表現ないしは概念が我々の言語実践において如何に成立し、使用されているかを説明する。

かくして、言語学研究におけるある種の言語を共有する共同体に基づくカテゴリー化 (= 「X 語母語話者・ネイティブスピーカー」) の前提は、以上の一つ、または複数の方法によって正当化され得ると言えよう。ただし、主体自然主義を採用する場合は、当該前提はもはや言語学研究の前提として成立できなくなる故、むしろ言説としての当該前提に対する分析的研究が必要である。

そして、もし本論文における共同体前提は、如何なる方法によっても正当化不可能であれば、言語学研究における悪しき前提として放棄すべきのみならず、主体自然主義の場合と同様に、当該前提が如何に構築されてきたかといった言説に対する分析的研究が必要となり、同時に当該前提を用いない研究に移行しなければならない。さらに、もし共同体前提を放棄しない場合は、それを採用した言語学研究を正当化できる他の代案をも探らねばならないだろう。以上の場合は何れにせよ、以下の発言が重要な参考になることは変わりがない故、援用して本論文を終わりにしたい。

### 引用 15

彼女 (アイロニスト) は何ごとにも本有的特性、真の本質なるものをもたないと考える。(中略) アイロニストは、自分は誤った種族に加入させられ、誤った言語ゲームを演じるように教えられてきたのではないか、そんなことがありうるのではないか、と憂慮して過ごす。(Rorty 1989=大川訳 2000: 156)

## 文 献

- [1] Collins, J. (2009) "Methodology, Not Metaphysics: Against Semantic Externalism," *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplementary Volumes Vol. 83*, pp. 53-69.
- [2] Davidson, D. (1974) "On the Very Idea of a Conceptual Scheme," *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association*, 47; reprinted in D. Davidson (1984) *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford: Oxford University Press. (D. デイヴィッドソン, 「概念枠という考えそのものについて」『真理と解釈』所収, 植木哲也訳, 勁草書房, 1991年)
- [3] Davidson, D. (1984) *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford: Oxford University Press. (D. デイヴィッドソン, 『真理と解釈』, 野本和幸・植木哲也・金子洋之・高橋要訳, 勁草書房, 1991年)
- [4] Davidson, D. (1986) "A Nice Derangement of Epitaphs," in R. Grandy and R. Warner (eds), *Philosophical Grounds of Rationality*, Oxford: Oxford University Press; reprinted in D. Davidson (2005) *Truth, Language, and History: Philosophical Essays*, Oxford: Oxford University Press. (D. デイヴィッドソン, 「墓碑銘のすてきな乱れ」『真理・言語・歴史』所収, 荒磯敏文訳, 春秋社, 2010年)
- [5] Davidson, D. (1994) "The Social Aspect of Language," in B. McGuinness and G. Oliveri (eds), *The Philosophy of Michael Dummett*, Springer Netherlands; reprinted in D. Davidson (2005) *Truth, Language, and History: Philosophical Essays*, Oxford: Oxford University Press. (D. デイヴィッドソン, 「言語の社会的側面」『真理・言語・歴史』所収, 尾形まり花訳, 春秋社, 2010年)
- [6] Davidson, D. (2005) *Truth, Language, and History: Philosophical Essays*, Oxford: Oxford University Press. (D. デイヴィッドソン, 『真理・言語・歴史』, 柏端達也・立花幸司・荒磯敏文・尾形まり花・成瀬尚志訳, 春秋社, 2010年)
- [7] Fodor, J. (1981) *Representations: Philosophical Essays on the Foundations of Cognitive Science*, MA: MIT Press.
- [8] Frege, G. (1884) *Die Grundlagen der Arithmetik: Eine logisch mathematische Untersuchung über den Begriff der Zahl*, Breslau: Wilhelm Koeber. (G. フレーゲ, 『算術の基礎』『フレーゲ著作集Ⅱ 算術の基礎』所収, 三平正明・土屋俊・野本和幸訳, 勁草書房, 2001年)
- [9] 久保田竜子 (2008) 「ことばと文化の標準化についての一考」『文化・ことば・教育——日本語/日本の教育の「標準」を越えて』所収, 佐藤慎司・ドーア根理子編著, 明石書房
- [10] May, J. L. (2001) *Pragmatics: An Introduction, Second Edition*, Oxford: Blackwell. (J. L. メイ, 『批判的社会語用論入門——社会と文化の言語』, 小山亘訳, 三元社, 2005年)
- [11] McDowell, J. (1996) *Mind and World: With a New Introduction*, Harvard University Press. (J. マクダウェル, 『心と世界』, 神崎繁・河田健太郎・荒畑靖宏・村井忠康訳, 勁草書房, 2012年)
- [12] 野呂香代子・山下仁編著 (2001) 『正しさへの問い 批判的社会言語学の試み』三元社
- [13] 大平未央子 (2001) 「ネイティブスピーカー再考」『正しさへの問い 批判的社会言語学の試み』所収, 野呂香代子・山下仁編著, 三元社
- [14] Paikeday, T. M. (1985) *The Native Speaker is Dead!*, Toronto and New York: Paikeday Publishing.
- [15] Price, H. (2004) "Naturalism without representationalism," in David Macarthur and Mario de Caro (eds), *Naturalism in Question*, Harvard University Press.
- [16] Price, H. with Blackburn, S., Brandom, R., Horwich, P., and Williams, M. (2013) *Expressivism, Pragmatism, and Representationalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [17] Rorty, R. (1979) *Philosophy and the Mirror of Nature*, Princeton University Press. (R. ローティ, 『哲学と自然の鏡』, 野家啓一監訳, 産業図書, 1993年)
- [18] Rorty, R. (1989) *Contingency, Irony, and Solidarity*, Cambridge University Press. (R. ローティ, 『偶然性・アイロニー・連帯——リベラル・ユートピアの可能性』, 齋藤純一・山岡龍一・大川正彦訳, 岩波書店, 2000年)
- [19] 酒井智宏 (2013) 「認知言語学と哲学—言語は誰の何に対する認識の反映か—」『言語研究』第144号, pp. 55-81
- [20] 佐藤慎司・ドーア根理子編著 (2008) 『文化・ことば・教育——日本語/日本の教育の「標準」を越えて』明石書房
- [21] 牲川波都季 (2012) 『戦後日本語教育学とナショナルリズム—「思考様式言説」に見える包摂と差異化の論理—』くろしお出版
- [22] Sellars, W. (1954) "Empiricism and the Philosophy of Mind," in Feigl and Scriven: 127-196; reprinted in W. Sellars (1997) *Empiricism and the Philosophy of Mind, with an Introduction by Richard Rorty, and a Study Guide by Robert Brandom*, Harvard University Press. (W. セラーズ, 『経験論と心の哲学』, 浜野研三訳, 岩波書店, 2006年)
- [23] Stalnaker, R. (2001) "On Considering a Possible World as Actual 1," *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplementary Volumes Vol. 75*, pp. 141-174; reprinted in Stalnaker, R. (2003) *Ways a World Might Be: Metaphysical and Anti-metaphysical Essays*, Oxford: Oxford University Press.
- [24] Stalnaker, R. (2003) *Ways a World Might Be: Metaphysical and Anti-metaphysical Essays*, Oxford: Oxford University Press.
- [25] 田中里奈 (2013) 「日本語教育における『ネイティブ』/『ノンネイティブ』概念」『言語文化教育研究』第11巻, pp. 95-111
- [26] Thomas, J. (1995) *Meaning in Interaction: an Introduction to Pragmatics*, Longman. (J. トマス, 『語用論入門——話し手と聞き手の相互交渉が生み出す意味』, 浅羽亮一監修, 研究社, 1998年)